

沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会委員 応募要領

1 公募を行う附属機関の名称

沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）

2 調整委員会の目的

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）第24条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別等の解消に関し、助言又はあっせんを行わせ、及び必要な事項を調査審議させるため、沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会を置く。

3 募集人員

- (1) 障害のある人又はその家族 2人以内
- (2) 知事が必要と認める者 1人以内

4 応募資格

応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 沖縄県内に在住する者であること。
- (2) 年齢が20歳以上の者であること。
- (3) 沖縄県議会の議員又は沖縄県の執行機関の常勤職員でないこと。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者に該当しないこと。
- (5) 日本国籍を有する者であること。
- (6) 年数回程度開催される審議会に出席可能な者であること。
- (7) 障害者差別の解消に関し優れた識見を有する者であること。

5 応募方法

委員に応募する者は、次の書類を、下記6の募集期間内に、下記11の応募先に持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出してください。

- (1) 応募申込書（別紙様式）
- (2) 「共生社会の実現を目指して」をテーマとする小論文（800字程度。様式自由）

6 募集期間

令和7年10月6日（月曜日）から同年11月5日（水曜日）まで

- (1) 持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (2) 郵送の場合の受付は、令和 7 年11月 5 日以前の日の消印のあるものを有効とする。
- (3) 電子メールの場合の受付は、令和 7 年11月 5 日の午後 5 時15分までに県が受信したものを有効とする。

7 選考の方法

沖縄県生活福祉部附属機関委員の委員選考委員会において、応募申込書及び提出された小論文により選考する。ただし、書面審査での選考が困難な場合は、面接を実施する。

8 選考基準

- (1) 委員に必要とされる知見及び経験を有しているか。
- (2) 県政に関し、公正、中立性を有しているか。
- (3) 広く県民の意見を聴取するものであるか。
- (4) その他委員に必要とされる事項

9 選考結果の公表

選考結果については、沖縄県生活福祉部障害福祉課のホームページ及び行政情報センターにおいて公表する。また、委員に決定した応募者に対しては、別途通知する。

10 委員の報酬、費用弁償等について

- (1) 報 酬：日額9,300円
- (2) 費用弁償：沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の適用を受ける職員の旅費相当額
- (3) 任 期：任命の日から 2 年
- (4) 開催回数：年に数回程度（主に県庁において、平日に開催予定）

11 応募先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
沖縄県生活福祉部障害福祉課 担当 又吉
TEL：098-866-2190 FAX：098-866-6916
メールアドレス：aa029017@pref.okinawa.lg.jp